

（電気装置）

第311条 特定小型原動機付自転車の電気装置の性能及び構造に関し、保安基準第66条の15の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 特定小型原動機付自転車に備える原動機用蓄電池にあっては、協定規則第136号の規則6. に定める基準とする。この場合において、次に掲げる基準のいずれかに適合するものは、この基準に適合するものとみなす。

イ 国際連合危険物輸送勧告（UN38.3）

ロ ヨーロッパ連合における統一規格（EN15194）

ハ 電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号）（PSEマークが表示されているもの）

二 原動機用蓄電池は、振動等により移動し又は損傷することがないように確実に取り付けられていること。

三 原動機用蓄電池は、特定小型原動機付自転車の動揺により電解液が漏れない構造であること。